

登録内容の変更等について

1. 届出事項に変更があった場合

変更届の提出が必要な場合

資格審査申請書提出後又は資格発効後、下記の事項に該当する変更があった場合は、電子調達システムにより変更事項を証明する書類を添えて、直ちにその旨を届け出てください。

変更事項を証明する書類は、資格審査申請書類に準じることとします。

- ア 事業者の商号又は名称を変更したとき。
- イ 法人の代表者に変更(役職名のみの変更を含む。)及び個人の氏名に変更があったとき。
- ウ 法人の役員に変更があったとき。
- エ 事業者の本社(店)の所在地(電話番号及びFAX番号を含む。)を変更したとき。
- オ 代理人に関する事項(代理人の職氏名並びに代理人が所管する支店等の名称及び所在地(電話番号及びFAX番号を含む。))に変更があったとき。
- カ 業務に必要な許可、登録、資格等の保有状況に変更があったとき。
- キ 営業の休止又は廃止をしようとするとき。
- ク 所定の民事再生、会社更生又は会社整理の事態に該当するに至ったとき。
- ケ 成年後見制度の対象となったとき。

主な変更事項	添付書類等
商号又は名称、所在地	登記事項証明書(写し可。発行後3か月以内)
代表者、役員	登記事項証明書(写し可。発行後3か月以内)
代理人	なし
代理人所在地	なし
TEL・FAX番号(本社・代理人)	なし

変更届の提出中に入札参加を行う場合は、入札執行機関に対し、変更したことが分かる書類を提出してください。

- (1) 電子申請の場合：変更届入力内容確認書(システムから取得可能)
- (2) 用紙申請の場合：別記第8号様式「物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格審査事項変更届」

※ 電子・用紙を問わず、添付書類が揃わないなどの理由で変更届の提出ができない場合は、別記第8号様式に必要事項を記載し、入札執行機関に提出してください。